【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：一般財団法人松本市スポーツ協会]

[記載日：令和７年３月２４日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している
B：一部対応している
C：対応できていない

項目	対応状況
原則１　法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」など関係法令を遵守し、法人運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。	該当なし
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　当協会の定款・規則、財団法人に適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例・規則、施設使用時は管理者が定める規則を遵守し、事業運営を行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき財団定款を定め、代表理事１名と、副会長４名、専務１名からなる業務執行理事と、その他理事９名・監事３名で理事会を構成するとともに、４部会と７委員会、そして事業の必要性に応じた各種実行委員会により、適切な団体運営及び事業運営を行っている。	

原則２　組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　基本方針を策定し、ホームページ上などで公表している。内容は次のとおり。 市民スポーツの振興と市民の体力向上・健康維持増進を図り、生涯にわたる健康で明るく豊かな市民生活の形成と、活力ある社会の実現に寄与するため、加盟団体をはじめ関係団体と連携を密にし、競技力の向上、市民の健康維持増進、青少年の健全な育成等に努め、競技スポーツと生涯スポーツの普及・振興を図ります。また、スポーツ庁が示す「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」の原則に沿った組織運営に取り組みます。	
原則３　暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　役職員に対し、次の取り組みを行いコンプライアンス意識の向上を図った ・益子直美氏（日本スポーツ少年団本部長）の講演会を行い、スポーツハラスメントや暴力の根絶について意識向上を行った。 ・上部団体からのコンプライアンス研修情報等を配布した。	
(2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　指導者、競技者を擁する加盟団体およびスポーツ少年団に対し、次の取り組みを行いコンプライアンス意識の向上を図った。 ・益子直美氏（日本スポーツ少年団本部長）の講演会を行い、スポーツハラスメントや暴力の根絶について意識向上を行った。 ・上部団体からのコンプライアンス研修情報等を配布した。	
原則４　公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務･経理の処理を適切に行い,公正な会計原則を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　公益法人会計基準および、本会の定める「一般財団法人松本市スポーツ協会会計規程」に基づき適切な会計処理を行っている。	

(2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　上部団体や自治体等、補助金助成元における要領などの規定に沿って適切に処理している。 イ　市の補助金に係る「一般財団法人松本市スポーツ協会スポーツ振興事業費交付規程」を遵守し、加盟団体に適切な補助金の交付を行っている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　３名の監事により、監査を実施している。	
原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　法令で定められている各種資料（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録　他）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 イ　上記資料をはじめ、諸規程を当会ホームページで開示している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　当会の公開情報をはじめ、大会・教室をはじめとした各種事業の情報をホームページ上で開示している。	
原則６ 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF 向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則１～１３について	該当なし
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） ア　ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、ガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合は自己説明と公表を行う。	